

- 10、大阪府
- 11、中國地方
- 12、九州地方
- 13、佐世保地方
- 14、北海道

庄 健一
岩部石男
伊藤卯四郎
八石 榮
藤井親義

(一)、教育一般方針及民衆政治學校開校に關する件。

教育一般運動方針書

- (一)、教育一般の方針は昨年度大會に決定したる我黨の運動方針に據る事は勿論である。
- (二)、如何なる方法の教育運動なるにせよ、階級的政治道徳の高調我黨の指導精神の宣明は之を忘れてならぬ。
- (三)、我黨の爲には充實せる政治教育を實施しなければならぬ。その爲には

- 一、各支部又は分會に於ては、事情の計す限り數日繼續の政治講座を開催する事。
- 二、右講座の爲に要する講師は別記黨教育部規定に基き本部より派遣するも、その數を成可く少くし、その他は當該支部又は分會に於て

適宜その内部より又は問題に依つては外部より求める事を要す。

- 三、支部又は分會に於ては、左記課目の講師たり得る人を平素より養成すること。但し學習方法に關しては教育部はその質問に應ずる。
- イ、選舉方法
- ロ、府縣政一般
- ハ、市町村一般
- ニ、地方特殊の政治問題

四、未組織大衆に對しては黨の日常鬭争を以て實踐教育をする外演說會、講演會等を以て當面の問題を解説し、或はの黨主張を宣明すべし。尙極力前記政治講座にて動員する事。

- 五、講座の爲には黨發行の小冊子及「民衆政治講座」を使用し、尙その他の教科書は即時之を指示する。

教育部規定

- (一)、支部又は分會に於て講座を開講し、黨本部に講師派遣を要求する場合は大體左記要項を講十日前に申込む事。
- 但し、三、四は成可く教育部に一任すること。
- 一、講座の會場、所在地
- 二、開講期日、日數及一日の講議時間

三、講座要目及その講習時間

四、要求する講師名及數

五、講師出張に關する道程の指示

(一)、講座開催責任者は講師出張中の宿泊及滞在に要する一切の實費を負擔する外左記金額を講師に拂ふべし。

- 一、往復旅費(但し汽車、汽船は三等賃、その外辦當代及旅行時間拾時間を以て一日行程とし、それに要する途中宿泊料(三圓)も含む。尙半額は出發前に黨教育部に送附するを原則とす。但し衆議院議員は汽車賃を除く。
- 二、一回の講議(大體二時間とす)に對し、金參圓以上の謝禮、但し同一人が數回連續講議する場合はこの限りに非ず。

(三)、講座開催責任者は開講後成可く速かに左記事項を教育部に報告すべし。

- 一、豫定と實施との差異
- 二、聽講者數及其の内容(總數黨員、及黨外者數名その職業等)
- 三、講座の成績及將來のための意見。
- 四、其他の參考事項。

講議は時間を行する責任を有す。以上

(二)、議員行動方針に關する件

議員行動方針書は別項參照

(三)、無産政黨合同問題に關する決議

決議

無産黨合同問題に對する我黨の態度が、極めて正當であつた事は從來戰線統一の空名に幻惑された他の無産各黨が今日慘まじき混亂の醜體を演じつゝあることによつて雄辯に實證されて居る。我等は今後益々確信を以て我黨独自の指導精神に立脚する大右翼結成の旗を以て進まんとするものであるが、我等は左翼主義を排撃すると共に不純なる右翼主義と妥協してはならぬ。この見地に立つて、我等は階級道徳上指彈を受くる人物を包含する統制下にある舊日本農民黨と合同することに反對しなければならぬ。我黨はあくまで我黨の旗の下に全無産大衆を統一すべく勇往邁進せんとするものである。

右決議す。

昭和四年六月廿三日

第二回中央委員會